

4 専門的医療機関の確保状況

勧告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>都道府県及び指定都市^(注1)は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならないとされている（発達障害者支援法第19条第1項）。</p> <p>(注1) 指定都市は、発達障害者支援法施行令第3条において、地方自治法施行令第174条の36第1項の規定に基づき、都道府県が処理することとされている事務を処理することとされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、19都道府県及び8指定都市の計27団体を対象に、発達障害に係る専門的医療機関^(注2)の確保状況を、また、27専門的医療機関を対象に、発達障害の診断状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>(注2) 専門的医療機関は、法令等で明確に定義されていないため、各調査対象団体が専門的医療機関と位置付けているものを調査した。</p>	<p>表4-①</p>
<p>(1) 専門的医療機関の確保及びその公表状況</p> <p>(専門的医療機関の確保)</p> <p>19都道府県及び8指定都市の計27団体のうち、専門的医療機関を確保していたものは22団体(81.5%)で、残る5団体(18.5%)は確保できていなかった^(注3)。</p> <p>確保済みの専門的医療機関の数が最も少ない団体で1機関、最も多い団体で281機関となっていた。</p> <p>(注3) 未確保であった5団体は、当省の調査後、平成28年4月までに専門的医療機関を確保している。</p>	<p>表4-②</p> <p>表4-③</p>
<p>(専門的医療機関の公表)</p> <p>発達障害が疑われる児童生徒が適切な診断を受け、その後の適切な支援につなげるためには、発達障害に関する知見のある医療機関を知る機会が確保される必要があるが、専門的医療機関を確保済みの22団体のうち、専門的医療機関の情報を公表しているものは18団体(81.8%)となっており、これらの中には、ホームページで利用者が閲覧しやすいように医療機関ごとに「医療機関名」、「所在地」、「電話番号」、「診療に当たる科」、「診療可能な発達障害の種類」、「診療可能な年齢」、「行っている診療」、「作成している診断書等」、「予約の有無」、「紹介状の有無」等を掲載し、掲載内容を工夫しているものが3団体でみられた。</p> <p>一方、専門的医療機関の情報を公表していない4団体は、その理由について、i) 各医療機関では、長期の受診待ちが発生しており、公表に伴いより多くの受診予約が殺到すると業務に支障を来すため、特に、個人経</p>	<p>表4-④</p> <p>表4-⑤</p>

営の医療機関を中心に同意が得られていない、ii) 発達障害者支援センターが利用者に案内している、iii) 公表される医療機関から公表されることに対する苦情が、公表されない医療機関から未公表に対する苦情が想定される及びiv) 公表することについて医療機関と調整を行っていないことを挙げていた。

また、調査した専門的医療機関からも、医療機関名等が公表された場合、受診者が増加し、受診者のニーズに十分に答えられなくなるおそれがあるため公表に同意できないとする意見（1 医療機関）が聴かれたが、当該医療機関では初診待機日数（当省の調査日時点）が 47 日であるのに対し、同一県内の他の医療機関では初診待機日数（同）が 148 日でありながら公表している例がある。

他方、こうした専門的医療機関における受診を必要とする発達障害が疑われる児童生徒の保護者の側からみれば、専門的医療機関の情報が容易に入手できることが望ましく、中には、学校や発達障害者支援センター等に知られずに専門的医療機関の受診を望む者もいると考えられる。このため、適切な受診機会を確保する観点から、積極的に公表していく必要があると考えられる。

(2) 専門的医療機関における発達障害の診療状況等

専門的医療機関を確保済みの 22 団体の管内に所在する専門的医療機関から 27 機関を抽出し、発達障害に係る初診待機者数（当省の調査日時点）及び初診待機日数（同）を調査した結果、次のとおり、i) 初診待機者数は、約 4 割の医療機関が 50 人以上となっており、その中には、最大 316 人が待機している例、ii) 初診待機日数は、半数以上の医療機関が 3 か月以上となっており、その中には、最長で約 10 か月の例もみられるなど、専門的医療機関の更なる確保が必要な状況がみられた。

① 27 医療機関の初診待機者数については、i) 10 人未満が 2 機関（7.4%）、ii) 10 人以上 50 人未満が 9 機関（33.3%）、iii) 50 人以上 100 人未満が 4 機関（14.8%）、iv) 100 人以上（最大で 316 人）が 8 機関（29.6%）、v) 不明が 4 機関（14.8%）となっている。

表 4-⑥

② 27 医療機関の初診待機日数については、i) 1 か月未満が 4 機関（14.8%）、ii) 1 か月以上 3 か月未満が 6 機関（22.2%）、iii) 3 か月以上半年未満が 12 機関（44.4%）、iv) 半年以上（最長は約 10 か月）が 2 機関（7.4%）、v) 不明が 3 機関（11.1%）となっている。

表 4-⑦

また、当省が別途調査した学校では、中学校の教員が保護者に専門的医療機関の受診を勧めたものの、医療機関への予約から受診までに数箇月を要したこと等から受診につながらなかったものが 1 例みられた。

調査した都道府県及び指定都市の中には、専門的医療機関の確保に向けた取組として、i) 子どもの心の診療ネットワーク事業（国庫補助事業）による子どもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成等（6 団体）、ii) 子どもの心の相談支援体制強化事業（単独事業）による医師を対象とした研修等の実施（1 団体）、iii) 精神医学センターの設置による医師を対象とした研修等の実施（1 団体）、iv) 大学での精神医学講座の開設による児童精神科医の養成等の実施（1 団体）等の取組を行っているものがみられるが、上記の専門的医療機関の初診待機日数等をみると、依然として専門医や専門的医療機関が不足している状況がみられ、専門的医療機関の確保に向けた更なる取組が必要となっている。

なお、一般的な発達障害の診察で、精神科医療機関での処方を中心とする場合とカウンセリングを中心とする場合とでは、カウンセリングの方が一日で診断できる患者数が少ないため、診療報酬が低くなることが指摘されており、調査した医療機関の中からも、次のような意見が聴かれた。

- ① 小児科医が発達障害を診断する場合、風邪等の診察と違って、幼児期の状況や成育歴などを聴き取る必要があり、手間と時間を要するため、診療報酬上のメリットを与えてほしい。
- ② 発達障害児に対する精神科医による診察は、その特性上、1 人に対し 1 時間から 2 時間費やすことが多く、30 分を大幅に超えるため、現行の「通院・在宅精神療法」の時間区分（30 分未満の場合は 3,300 円、30 分以上の場合は 4,000 円の 2 区分のみ）のうち 30 分以上を細分化し、その時間区分に見合った診療報酬にしてほしい。
- ③ 発達障害児に対する小児科医の診察による診療報酬では、「小児特定疾患カウンセリング料」（月の 1 回目は 5,000 円、月の 2 回目は 4,000 円）が算定可能であるが、発達障害という特性上、長期にわたり通院が必要であるにもかかわらず、2 年を限度にしか算定できないことから、2 年という期限を設けないようにしてほしい。

表 4-⑧

(3) 初診待機者の不安解消を図るための取組

調査した都道府県及び指定都市の中には、次のとおり初診待機者の不安解消を図るための取組を実施しているものがみられた。

- ① 医療機関と連携し、小児科の診察優先枠を毎月 1 日（2 ケース）設けており、保護者の了解の下、県職員も医療機関の診察に同席し、医師、保護者及び県の三者で情報の共有を図っている（1 団体）。
- ② 医療機関の受診前や療育前に臨床心理士等が親子小集団活動、保護者同士のグループワーク等を実施する事業「にこにこ教室」を実施している。同市では、医療機関の受診等を待っている保護者の不安感の解消が図られていることをメリットとして挙げている（1 団体）。

表 4-⑨

【所見】

したがって、厚生労働省は、発達障害に係る専門的医療機関の確保と発達障害の早期診断の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 専門的医療機関の積極的な公表を都道府県等に促すこと。
- ② 発達障害が疑われる児童生徒が専門的医療機関を早期に受診できるよう、専門的医療機関の確保のための一層の取組を行うこと。
- ③ 専門的医療機関の受診までの間の保護者の不安解消を図る取組を都道府県等に例示して推進すること。

表 4-① 専門的な医療機関の確保等に関する規定

○ 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）〈抜粋〉

（専門的な医療機関の確保等）

第 19 条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

○ 発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）〈抜粋〉

（大都市等の特例）

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第 25 条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 36 に定めるところによる。

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）〈抜粋〉

第 174 条の 36 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の規定により、指定都市が処理する精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）並びに発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 19 条の 7 の規定による精神科病院の設置、同法第 19 条の 11 の規定による精神科救急医療の確保及び同法第 49 条第 3 項の規定による技術的事項についての協力等並びに発達障害者支援法第 10 条第 2 項の規定による就労のための準備に係る措置に関する事務を除く。）とする。

2～6 （略）

（注） 下線は当省が付した。

表 4-② 調査した 19 都道府県及び 8 指定都市における専門的医療機関の確保状況

(単位:団体、%)

区 分	調査対象	確保済			未確保
			公表済	未公表	
都道府県	19	17	13	4	2
指定都市	8	5	5	0	3
計	27 (100)	22 (81.5)	18 (66.7)	4 (14.8)	5 (18.5)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 当省の調査日時点における状況であり、「未確保」の 5 団体は、平成 28 年 4 月時点では、いずれも専門的医療機関を確保している。

表 4-③ 調査した 19 都道府県及び 8 指定都市が確保している専門的医療機関の数

(単位:団体、機関、%)

区 分	専門的医療機関を確保している地方公共団体	確保している専門的医療機関の数				
		1～30	31～50	51～70	71～100	101～281
都道府県	17	5	1	4	4	3
指定都市	5	3	2	0	0	0
計	22 (100)	8 (36.4)	3 (13.6)	4 (18.2)	4 (18.2)	3 (13.6)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 当省の調査日時点における状況である。

表 4-④ 利用者が閲覧しやすいようホームページの掲載内容を工夫している例

区分	ホームページの掲載内容										
	医療機関名	所在地	電話番号	診療に当たる科	診療可能な発達障害の種類	診療可能な年齢	行っている診療	作成している診断書等	予約の有無	紹介状の有無	その他
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「東京都」の「その他」は、診療可能な曜日、発達障害者を対象にした療育又はデイケアの有無（ある場合は、開始時期、実施時間帯、発達障害に特化したプログラムの有無等）等である。
 3 「福岡県」の「その他」は、診療時間、療育手帳の意見書作成等である。

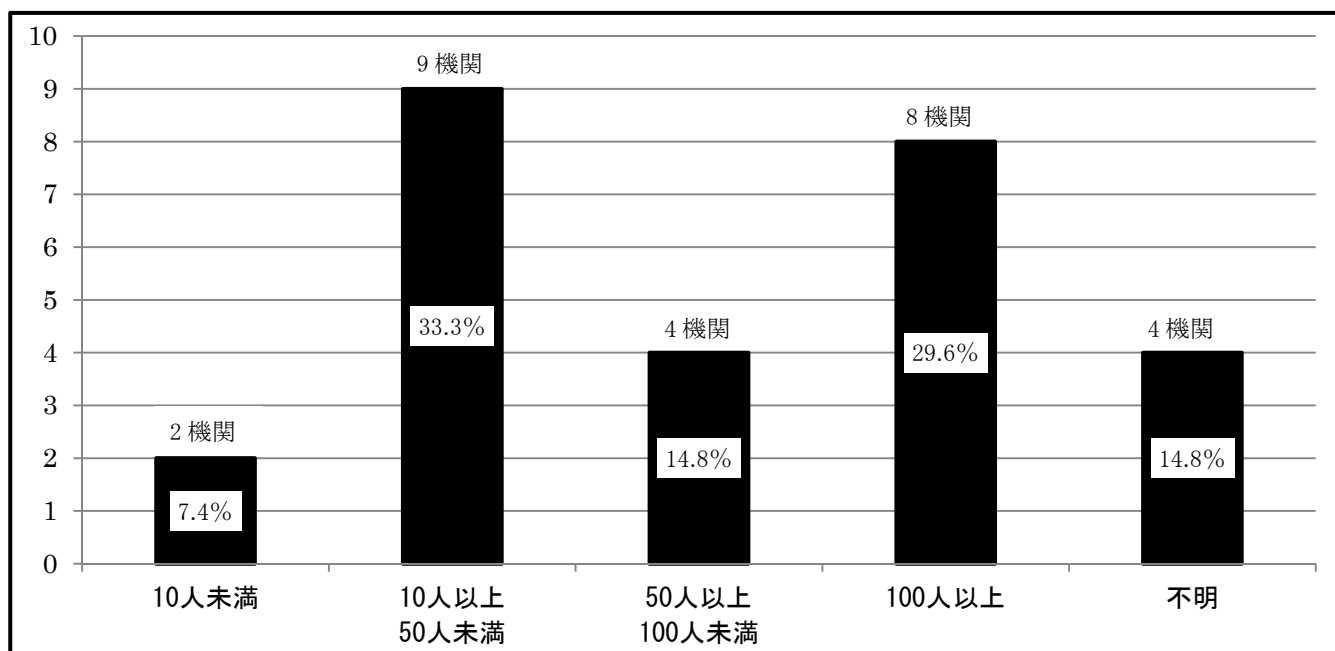
表 4-⑤ 専門的医療機関であることを公表していない理由

(単位：団体)

理由	団体数
<ul style="list-style-type: none"> 公表することについて医療機関の同意を得られていないこと。各医療機関では、長期の受診待ちが発生しており、公表に伴いより多くの患者の予約が殺到すると業務に支障を来たすため、特に個人経営の医療機関を中心に同意が得られていないこと。 なお、発達障害の診断には慎重を要するため、医師による診断も他と比べて長時間を要するものの、診療報酬額（初診料）は他の診察と同額であることから、同診断の増加は特に個人経営の医療機関において経営を圧迫し、その診察に消極的とならざるを得ない傾向があること。 	1
<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援センターが利用者に案内していること。 	1
<ul style="list-style-type: none"> 公表される医療機関から公表されることに対する苦情が、公表されない医療機関から未公表に対する苦情が想定されること。 	1
<ul style="list-style-type: none"> 公表することについて医療機関と調整を行っていないこと。 	1

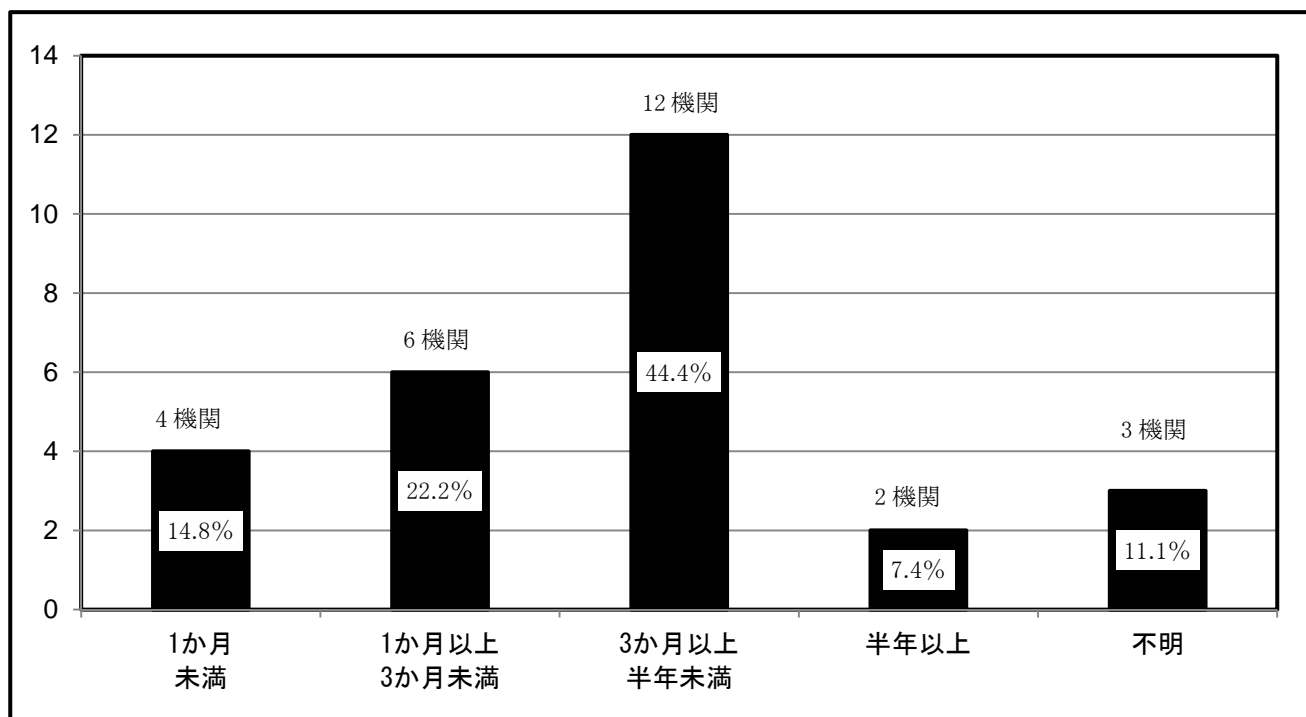
(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑥ 専門的医療機関における発達障害に係る初診待機者数



(注) 1 当省の調査結果による。
 2 当省の調査日時点における状況である。
 3 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100とまらない。

表 4-⑦ 専門的医療機関における発達障害に係る初診待機日数



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 当省の調査日時点における状況である。
 3 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100とならない。

表 4-⑧ 専門的医療機関の確保に係る意見（医療機関）

概要
① 小児科医の場合、風邪の患者を診て処方箋を出す場合と発達障害の診断を行う場合とでは、発達障害の診断を行う場合の方が時間をかけて幼児期の状況や成育歴などを聴き取る必要があり、手間と時間の関係で非効率であるため、発達障害の診断については、診療報酬上のメリットを与えてほしい。
② 発達障害児に対する精神科医の診察に係る診療報酬では、「通院・在宅精神療法」が算定可能であるが、診察時間は30分未満（3,300円）と30分以上（4,000円）の2区分しかなく、その差は700円である。精神科医による診察は、その特性上、1人に対し1時間から2時間費やすことが多く、30分を大幅に超えるため、現行の「通院・在宅精神療法」の時間区分（30分未満と30分以上の2区分）のうち30分以上を細分化し、その時間区分に見合った単価を設定してほしい。
③ 発達障害児に対する小児科医の診察に係る診療報酬は、「小児特定疾患カウンセリング料」（月の1回目は5,000円、月の2回目は4,000円）が算定可能であるが、発達障害という特性上、長期にわたり通院が必要であるにもかかわらず、2年を限度にしか算定できないことから、「2年という期限を設けないようにしてほしい。

- (注) 当省の調査結果による。

表 4-⑨ 初診待機者の不安解消を図るための取組例

No.	機関名	概要																																																				
1	徳島県 (徳島県発達障がい者総合支援センター)〈県直営〉	<p>徳島県(徳島県発達障がい者総合支援センター)では、医療機関と連携し、小児科の診察優先枠を毎月1日(2ケース)設けており、保護者の了解の下、県職員も医療機関の診察に同席し、医師、保護者及び県の三者で情報の共有を図っている。</p> <p>なお、徳島県では、公的機関という立場上、相談者に特定の医療機関を紹介するようなことはなく、医療機関一覧を提示するなど複数の医療機関を紹介することとしているが、発達障害の疑いのある子どもとその保護者が単独で受診することに不安がある場合(医師に症状等をうまく説明できない、医師の説明が理解できないおそれがある場合など)には、上記の医療機関を紹介することとしている。</p>																																																				
2	岡山市(岡山市発達障害者支援センター)〈市直営〉	<p>岡山市(岡山市発達障害者支援センター)では、医療機関の受診前や療育前に臨床心理士等が親子小集団活動等を実施する事業「にこにこ教室」を実施している。</p> <p>岡山市では、当該事業について、医療機関の受診等を待っている保護者の不安感の解消が図られていることをメリットとして挙げている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th colspan="3">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始年度</td> <td colspan="3">平成 23 年度</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td colspan="3">発達障害や子育てに関する情報提供、養育に関する適切な指導、助言等を行うことにより、不安や悩みを抱えている保護者の子育て支援を促進し、早期支援の充実を図る。</td> </tr> <tr> <td>対 象</td> <td colspan="3">岡山市在住で、発達障害の疑いがあり、医療機関の受診や療育機関での療育を待っている幼児(2~3歳)とその保護者</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td colspan="3">医療機関の受診や療育の前段階(プレ療育)として実施。医療機関の受診や療育機関での療育待ち状況にある幼児と保護者を対象に、センターの臨床心理士等が親子小集団活動、保護者同士のグループワーク等を実施。また、保護者に対して子どもの特性に応じた関わり方を指導。</td> </tr> <tr> <td>事業実績</td> <td colspan="3">平成 24 年度から 26 年度までの事業実績は次表のとおり。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">表 にこにこ教室の開催実績</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">平成 24 年度</td> <td style="text-align: center;">25 年度</td> <td style="text-align: center;">26 年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">場 所</td> <td style="text-align: center;">センター (1 か所)</td> <td style="text-align: center;">センター (1 か所)</td> <td style="text-align: center;">センター (1 か所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">回 数</td> <td style="text-align: center;">1 クール 10 回 × 4</td> <td style="text-align: center;">1 クール 10 回 × 3</td> <td style="text-align: center;">1 クール 10 回 × 3</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">実支援 人 数</td> <td style="text-align: center;">27 組 (親子)</td> <td style="text-align: center;">22 組 (親子)</td> <td style="text-align: center;">22 組 (親子)</td> </tr> <tr> <td>事業費 (26 年度)</td> <td colspan="3">244,052 円</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	概 要			開始年度	平成 23 年度			目 的	発達障害や子育てに関する情報提供、養育に関する適切な指導、助言等を行うことにより、不安や悩みを抱えている保護者の子育て支援を促進し、早期支援の充実を図る。			対 象	岡山市在住で、発達障害の疑いがあり、医療機関の受診や療育機関での療育を待っている幼児(2~3歳)とその保護者			内 容	医療機関の受診や療育の前段階(プレ療育)として実施。医療機関の受診や療育機関での療育待ち状況にある幼児と保護者を対象に、センターの臨床心理士等が親子小集団活動、保護者同士のグループワーク等を実施。また、保護者に対して子どもの特性に応じた関わり方を指導。			事業実績	平成 24 年度から 26 年度までの事業実績は次表のとおり。				表 にこにこ教室の開催実績				区 分	平成 24 年度	25 年度	26 年度		場 所	センター (1 か所)	センター (1 か所)	センター (1 か所)		回 数	1 クール 10 回 × 4	1 クール 10 回 × 3	1 クール 10 回 × 3		実支援 人 数	27 組 (親子)	22 組 (親子)	22 組 (親子)	事業費 (26 年度)	244,052 円		
項 目	概 要																																																					
開始年度	平成 23 年度																																																					
目 的	発達障害や子育てに関する情報提供、養育に関する適切な指導、助言等を行うことにより、不安や悩みを抱えている保護者の子育て支援を促進し、早期支援の充実を図る。																																																					
対 象	岡山市在住で、発達障害の疑いがあり、医療機関の受診や療育機関での療育を待っている幼児(2~3歳)とその保護者																																																					
内 容	医療機関の受診や療育の前段階(プレ療育)として実施。医療機関の受診や療育機関での療育待ち状況にある幼児と保護者を対象に、センターの臨床心理士等が親子小集団活動、保護者同士のグループワーク等を実施。また、保護者に対して子どもの特性に応じた関わり方を指導。																																																					
事業実績	平成 24 年度から 26 年度までの事業実績は次表のとおり。																																																					
	表 にこにこ教室の開催実績																																																					
	区 分	平成 24 年度	25 年度	26 年度																																																		
	場 所	センター (1 か所)	センター (1 か所)	センター (1 か所)																																																		
	回 数	1 クール 10 回 × 4	1 クール 10 回 × 3	1 クール 10 回 × 3																																																		
	実支援 人 数	27 組 (親子)	22 組 (親子)	22 組 (親子)																																																		
事業費 (26 年度)	244,052 円																																																					

(注) 当省の調査結果による。